

小山田特別養護老人ホーム

重要事項説明書

(短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所生活介護)

1 事業の目的

小山田特別養護老人ホームは、介護保険法令の趣旨に従って、要支援者および要介護者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、短期入所生活介護サービス 及び 介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

2 運営方針

2-1 短期入所生活介護サービス

- (1) 当施設は、短期入所生活介護サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減または、悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
- (2) 当施設は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない居宅サービス事業者等、保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2-2 介護予防短期入所生活介護サービス

- (1) 当施設は、介護予防短期入所生活介護サービス計画に基づき、利用者の要支援状態の軽減または、悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
- (2) 当施設は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない居宅サービス事業者等、保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3 事業者

事業者の名称	青山里会
法人所在地	三重県四日市市山田町5500-1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 近藤 辰比古
電話番号	(059)328-2177

4 ご利用施設

施設の名称	小山田特別養護老人ホーム
施設の所在地	三重県四日市市山田町5500-1
施設長名	近 藤 辰 比 古
電話番号	(059)328-2177
ファクシミリ番号	(059)328-2905

5 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		三重県知事の事業者指定		定数
		指定年月日	指 定 番 号	
施設	介護老人福祉施設(従来型)	H12年4月1日	2470200433号	70名
施設	介護老人福祉施設(ユニット型)	H26年8月1日	2470204716号	60名
居宅	短期入所生活介護	H12年4月1日	2470200433号	19名
居宅	介護予防 短期入所生活介護	H18年4月1日	2470200433号	

6 施設の概要

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	6室	14㎡以上	14㎡以上
4人部屋	21室	33㎡以上	10.65㎡以上

☆ 当事業所では以上の居室をご用意しています。居室のご希望をされる場合は、ご契約時にお申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もございます。)

☆ ご契約者から居室の変更希望の申し入れあった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合もございます。

(2) 主な設備

設備の種類	数
食堂兼リビングルーム	9室
機能訓練室	1室
一般浴室	3室
機械浴室	4室
医務室	1室

7 職員体制(主たる職員)

令和8年4月1日現在

従業者の職種	員数 (常勤換算)	区 分		保 有 資 格
		常勤	非常勤	
施設長	1	1	0	社会福祉士、介護支援専門員
副施設長	1	1	0	社会福祉士、介護支援専門員
生活相談員	1	1	0	社会福祉士1名
介護職員	34.9	32	13	介護福祉士24名
看護職員	3.8	3	1	看護師2名、准看護師2名
介護支援専門員	1	1	0	介護支援専門員1名
医師	0.1	0	3	医師4名
機能訓練指導員	2	2	0	作業療法士2名
管理栄養士	2	2	0	管理栄養士2名
調理員	4.7	3	4	
事務員	1.9	1	2	
その他	3	3	0	

・施設長

事業所全体の運営を統括し、職員の管理および業務の把握・調整を行います。

また、関係法令および運営基準を遵守し、適切なサービス提供が行われるよう指導・監督します。

・生活相談員

利用者およびそのご家族からの相談に応じるとともに円滑なサービス提供が行えるよう、事業所内の調整や関係機関と連携します。

・看護職員

利用者の健康状態を把握し、健康管理を行います。必要な看護や医療的管理を行うとともに、協力医療機関の医師と連携し、安心して生活できる体制を確保します。

・介護職員

利用者一人ひとりの状態に応じた施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の日常生活の介護を行い、可能な限り自立した生活が送れるよう支援します。

・機能訓練指導員

利用者が日常生活を営む上で必要な身体機能の維持・向上や低下防止を目的とした機能訓練を行います。

・介護支援専門員

利用者の心身の状況や生活環境を踏まえ、施設サービス計画の作成および見直しに関する業務を行います。

・管理栄養士

利用者の栄養状態、健康状態、嗜好等を考慮し、献立の作成や適切な栄養管理・食事提供が行われるよう助言・指導を行います。

・医師

利用者の健康管理および療養上の指導を行います。

8 主な職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯(8:30～17:00)常勤で勤務	9 休/月
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30～17:00)常勤で勤務	9 休/月
介護職員	・日勤(8:15～17:15) ・早勤(7:30～16:30) ・遅勤(9:30～18:30) ・夜勤(16:30～翌9:30)	9 休/月
看護職員	・日勤(8:15～17:15)	9 休/月
介護支援専門員	・兼務	9 休/月
機能訓練指導員	・常勤	9 休/月
医 師	・内科等	
管理栄養士	・正規の勤務時間帯(8:30～17:00)常勤で勤務	9 休/月

9 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ・食事時間 - 朝食 7:30～ - 昼食12:00～ - 夕食17:30～
排 泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・入浴又は清拭を週2回以上行います。 ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
離床、着替え 整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
健康管理	・看護師又は准看護師が健康状態のチェックを行い、必要に応じて医師との連携を図り、健康管理に努めます。 ・また、緊急対応等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
相談及び援助	・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます ・また、相談担当者が相談相手として不適当な場合は、他の相談員を指名することができます。

社会生活上の 便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
その他 (希望者のみ)	・理髪美容サービス ・日常生活品の購入代行 ・TV 利用料(110 円/日)

10 協力医療機関

医療機関の名称	小山田記念温泉病院
院 長 名	村 嶋 正 幸
所 在 地	三重県四日市市山田町5538-1
電 話 番 号	(059)328-1260

1 1 個人情報の使用

利用者及びその家族の個人情報について、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用する。

(1) 個人情報の範囲

氏名・住所・生年月日・性別・健康状態・病歴・家族状況、その他サービス利用の過程において収集した情報

(2) 使用する目的

＜当事業所での利用＞

- ・利用者への適切な介護サービスを提供するための、サービス担当者会議や関係職種への連絡調整等
- ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成（介護保険事務、アクシデント事故等の報告、月報等）
- ・事業所内において行われる事例研修や研究等
- ・事業所内において行われる学生・介護実習等への協力

＜他の事業者等への情報提供を伴う利用＞

- ・保険者（各市町村）からの照会への回答
- ・医療機関への入院や、他の介護サービスを利用する場合における、他事業者や居宅介護支援事業者等との連携、照会等への回答
- ・協力医療機関等の請求に関わる情報

(3) 使用期間は当事業所契約期間と同じとする。

12 利用料

＜利用料金＞

ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた額(自己負担額)、加算料金、食費(食材料費及び調理費)、居住費(水道光熱費及び室料相当)の合計金額が利用料金となります。別紙の料金表を確認ください。

＜支払方法＞

支払方法は、原則として百五銀行口座自動引き落としとさせていただきます。

（毎月、20日までに前月分の請求をし、27日に引き落としさせていただきます。ただし、27日が土曜・日曜・祝祭日にあたる場合はその翌日とします。）

＜請求書の送付＞

・小山田特別養護老人ホーム 施設利用料金

施設の請求書・領収書は、施設からのご案内をアプリで送信する「つながる家族」にて送付します。

スマートフォンをお持ちでない方や、紙での郵送を希望される方は、令和8年10月分の利用料より事務手数料【月額220円】をお支払いいただき、紙で請求書・領収書を送付いたします。

・小山田記念温泉病院 医療費

小山田記念温泉病院から直接ご指定の送付先へ郵送されます。そのため必要な範囲においてご利用者および請求先に関する情報（氏名・住所等）を協力医療機関へ提供いたします。

・エンゼル薬局 薬代

エンゼル薬局四日市南店から直接ご指定の送付先へ郵送されます。別紙をご記入ください。

13 利用の中止、変更、追加

- （1） 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、当該サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たに追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。
- （2） 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。
 - ①利用予定日の前日までに申し出があった場合 : 無料
 - ②利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 : 当日の利用料金の100%
(自己負担相当額)
- （3） サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。
- （4） ご契約者がサービスを利用している期間でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

14 事故発生時の対策

- （1） サービスの提供により事故が発生した場合には、ご利用者様に対し応急措置、医療機関への運搬等の措置を講じるとともに速やかに市町村、ご家族等に連絡を行います。
- （2） 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。
- （3） 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、事故によって死亡・障害が生じた場合、リスク(予測できる危機)を前もって調査・評価し、ケアプランを策定し、利用者本人及びご家族のご承認を得られ、そのケアプランに基づくケアを誠実に実行している場合において起きえた事故については損害賠償の対象外とさせていただきます。又、ケアプランにおいての予期せぬ不慮の事故についても同様と致します。

15 非常災害時の対策

- (1) 非常災害が発生した場合には、消防計画に従い、関係機関への通報及び連携を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 消防計画・教育訓練計画に基づき、定期的に職員に対する教育を行います。
- (3) 消防計画・教育訓練計画に基づき、定期的に避難・救出その他必要な訓練を実施します。

16 施設の利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者らは、自らの希望と選択に基づき生活することを基本としますが、共同生活であることをご理解いただき、施設内の秩序を保つとともに、利用者相互の親睦に努めていただきます。
- (2) 外出又は外泊をされる場合は、その都度、外出・外泊先および当施設へ帰着する予定日時等を、事前に施設長へ届け出ていただきます。
- (3) 外来者が利用者と面会される場合は、必ず当施設備え付けの台帳に氏名をご記入いただきます。なお、施設長は、特に必要があると認めた場合には、面会の場所や時間を指定することがあります。
- (4) 施設で実施する健康診断は、特別な理由がない限り受診していただきます。また、予防接種についても同様に受けていただきます。
- (5) 喫煙は、施設が指定した場所では行わないでください。
- (6) 火器の使用は、施設が指定した場所以外では行わないでください。
- (7) 利用者または保証人等が、施設(従業員等)に対して暴言や恫喝等の不適切な発言、または故意による法令や規約違反を行い、施設の秩序を著しく乱し、利用者や職員に危険が及ぶおそれがあると認められる場合には、利用の継続をご遠慮いただくことがあります。
- (8) 要介護度や医療的ケアの必要性が施設の機能を超えると認められる場合には、施設の現状を勘案し、利用の継続をご遠慮いただくことがあります。

17 虐待防止に向けた体制など

施設長は、虐待発生の防止に向け、下記に定める事項を実施します。

また、施設長は、これらの措置を適切に実施するための担当者を選任します。

- (1) 虐待防止検討委員会を設け、その責任者は施設長とします。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制・虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行い、その結果について従業者に周知徹底を図ります。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、ビデオ会議システムを用いて実施することがあります。
- (3) 職員は年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事業の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

18 身体拘束適正化に向けた体制など

当事業所は、当該入居者及び、他の入居者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合以外、身体拘束を行わないこととします。またその場合においても、「青山里会身体拘束適正化指針」に示す手順を遵守するものとします。

- (1) 身体拘束適正化委員会を設置して、責任者を施設長とします。
- (2) 身体拘束適正化委員会は、「青山里会身体拘束適正化指針」に基づき、職員の研修、緊急やむを得ない場合の身体拘束実施の検討や経過把握・報告体制・身体拘束適正化に向けた検討等を行い、その経過について従業者に周知徹底を図ります。なお、本身体拘束適正化委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、ビデオ会議システムを用いて実施することがあります。
- (3) 職員は年2回以上身体拘束適正化に向けた研修を受講します。

19 苦情等申立先

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお尋ね下さい。

(直接窓口にお越しいただくことが困難な場合は、文書でも結構です)

青山里会サービス相談窓口(窓口担当者:松本紗弥華・奥山智弘) 〒512-1111 三重県四日市市山田町5500-1 電 話: 059-328-2177(お越しいただく前にご一報下さい)
四日市市役所 介護・高齢福祉課 〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 電話:059-354-8170, 059-354-8425 三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課 〒514-0004 三重県津市栄町3-143-1 笠間第二ビル3階 電話:059-213-6500

第三者委員会への苦情申し立て先		
青山里会 評議員	藤井 由紀子 様	電話:059-331-7089
青山里会 評議員	田中 紘美 様	電話:090-7034-6372

以上、記述の重要事項説明書内容が変更された場合(介護保険制度による報酬改定等)は、随時、書面にてご利用者様・ご家族へ通知いたします。通知後、変更内容についての異議の申し立てがない場合は、自動更新をさせていただきますので、ご了承ください。